

国家公務員の給与改定の推移

年度	人事院勧告		給与改定の実施内容	民間賃上率 (定昇込み)	内閣
	改定率 (月例給)	改定 時期			
37	9.3	37. 5	5月遅れ実施 (37. 10)	10.7	池田
38	7.5	38. 5	(38. 10)	9.1	
39	8.5	39. 5	↑	12.4	佐藤
40	7.2	40. 5	4月遅れ実施 (40. 9)	10.6	
41	6.9	41. 5	↓	10.6	
42	7.9	42. 5	3月遅れ実施 (42. 8)	12.5	
43	8.0	43. 5	2月遅れ実施 (43. 7)	13.6	
44	10.2	44. 5	1月遅れ実施 (44. 6)	15.8	
45	12.67	45. 5		18.5	
46	11.74	46. 5		16.9	田中
47	10.68	47. 4		15.3	
48	15.39	48. 4		20.1	三木
49	29.64	49. 4		32.9	
50	10.85	50. 4	勧告どおり実施	13.1	福田
51	6.94	51. 4		8.8	
52	6.92	52. 4		8.8	大平
53	3.84	53. 4		5.9	
54	3.70	54. 4	(指定職の職員は54. 10)	6.0	鈴木
55	4.61	55. 4	(" 55. 10)	6.74	
56	5.23	56. 4	指定職・本省課長等の職員及び調整手当は1年遅れ実施	7.68	中曽根
57	4.58	57. 4	実施見送り	7.01	
58	6.47	58. 4	2.03%実施	4.40	
59	6.44	59. 4	3.37%実施	4.46	
60	5.74	60. 4	3月遅れ実施 (60. 7)	5.03	竹下
61	2.31	61. 4	勧告どおり実施	4.55	
62	1.47	62. 4		3.56	宇野
63	2.35	63. 4		4.43	
平成元	3.11	元. 4		5.17	海部
2	3.67	2. 4		5.94	
3	3.71	3. 4		5.65	宮澤
4	2.87	4. 4		4.95	
5	1.92	5. 4		3.89	細川
6	1.18	6. 4		3.13	
7	0.90	7. 4		2.83	村山
8	0.95	8. 4		2.86	
9	1.02	9. 4		2.90	橋本
10	0.76	10. 4		2.66	
11	0.28	11. 4		2.21	小湊
12	0.12	12. 4		2.06	
13	0.08	13. 4		2.01	小泉
14	△2.03	(注3)	(14. 12)	1.66	
15	△1.07	(注3)	↓ (15. 11)	1.63	
16	- (注4)	-	水準改定なし	1.67	
17	△0.36	(注3)	勧告どおり実施(17. 12)	1.71	安倍
18	- (注4)	-	水準改定なし	1.79	
19	0.35	19. 4	指定職の職員は実施見送り	1.87	福田
20	- (注4)	-	水準改定なし	1.99	
21	△0.22	(注3)	勧告どおり実施 (21. 12)	1.83	麻生
22	△0.19		↓ (22. 12)	1.82	
23	△0.23		俸給水準△0.23の改定のみ勧告どおり(注5)実施(24. 3)	1.83	野田
24	- (注4)	-	水準改定なし (注6)	1.78	
25	- (注4)	-	水準改定なし (注6)	1.80	安倍

(注) 1 民間賃上率は厚生労働省調査による主要企業のもの。昭和54年度までは単純平均、昭和55年度以降は加重平均である。
 2 昭和58年度、59年度及び60年度の人事院勧告には、昭和57年度の給与改定見送りによる官民較差が含まれている。
 3 平成14年度、15年度、17年度、21年度、22年度及び23年度の人事院勧告の「改定時期」は、「公布の日の属する月の翌月の初日」とされている。
 4 各年度の官民較差は16年度は0.01%、18年度は0.00%、20年度は0.04%、24年度は△0.07%、25年度は0.02%。
 5 平成23年4月から人勧実施までの間の年間調整は平成24年6月期末手当(人事院勧告では平成23年12月期末手当)により実施。
 6 平成24年4月から平成26年3月までの間、給与の特例減額支給措置を実施。